

第14次労働災害防止推進計画

(計画期間 2023年度～2027年度)

目指す社会

事業者及び注文者の安全衛生対策を基盤として、労働者を含む全ての関係者がそれぞれの責任を認識し、DXやAI・VR等の新技術も活用しつつ、多様な働き方や価値観に対応した安全で健康な職場環境を実現する。また、安全衛生対策を人的投資として捉え、企業価値向上や人材確保につなげることにより、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指す。

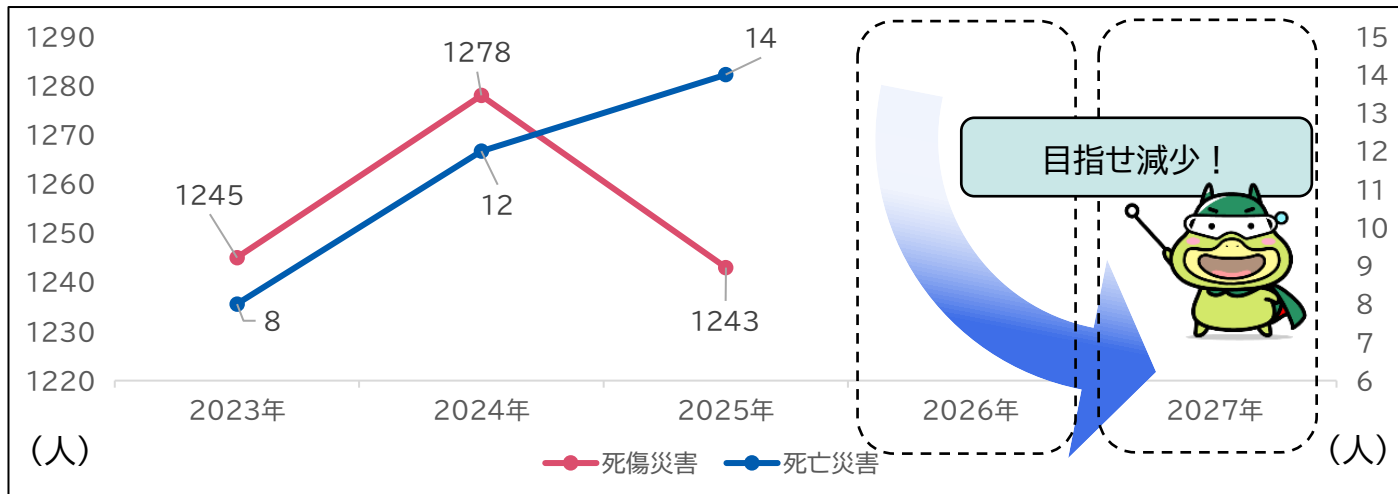
計画の目標

2027年度までに

死亡災害が10人未満、死傷災害が1000人未満

となることを定着させる。

【計画期間中のこれまでの災害発生状況】



8つの重点対策



- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

NEW

労働安全衛生法及び作業環境測定法が改正されました！
(2026年1月1日から段階的に施行)



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律



I. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・転倒災害は高い発生率であり、対策を講ずべきリスクであることを認識する。
- ・筋力低下を防止するためスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規労働者に対する雇入れ時等の教育を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰痛予防対策を行う。



保険衛生業における腰痛の予防

II. 高年齢労働者の労働災害防止対策



- ・「エイジフレンドリー指針」に基づき、高年齢労働者の就労状況を踏まえた対策を行う。
- ・エイジフレンドリー補助金を活用する。



エイジフレンドリー指針



エイジフレンドリー補助金

III. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策



- ・個人事業者等に対する安全衛生対策を推進する。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する。
- ・「テレワークガイドライン」や「副業兼業ガイドライン」に基づく対策を行う。



テレワークガイドライン



副業・兼業ガイドライン



外国人労働者の安全衛生管理



個人事業者等の安全衛生対策について

IV. 業種別の労働災害防止対策



- ・「荷役作業安全対策ガイドライン」を活用し、トラックからの「墜落、転落災害」を防止する。
- ・建設業の「墜落・転落」による死傷災害を防止する。
- ・製造業の「はさまれ、巻き込まれ」災害を防止する。
- ・リスクアセスメント(RA)に取り組む。



トラックでの荷役作業時の安全対策が強化されます。



建設業における安全対策



職場の安全サイト

V. 労働者の健康確保対策



- ・ストレスチェックを実施し、集団分析を活用して職場環境を改善する。
- ・職場のハラスメント防止対策を行う。
- ・時間外休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルを導入する。
- ・長時間労働者の医師による面接指導、産業保健スタッフを確保する。



職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策



過重労働による健康障害を防ぐために



こころの耳

VI. 化学物質等による健康障害防止対策



- ・化学物質の製造者又は取扱者等は化学物質管理者を適切に選任する。
- ・化学物質の譲渡提供時には必要な保護具の種類等を記載したSDSを確実に通知する。
- ・SDSに基づくRAを適切に実施し、ばく露防止対策を行う。



職場における化学物質対策について

VII. 職場における熱中症対策



- ・「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、熱中症対策を行う。
- ・熱中症にかかる管理体制を的確に定め運用する。



熱中症予防のための情報・資料サイト